

# 錯圃制耕地の形成と近世村落

福田 アジオ

一 零細錯圃制論の展開

二 武蔵国連光寺村の展開

三 耕地配置形態の展開

四 錯圃制耕地論の意義

## 論文要旨

日本の農業生産の場である耕地片は小さく、しかもその小さい耕地片がそれぞれ異なる農民によつて所有され、あるいは耕作されているということは古くから知られていたことである。一九五〇年代を中心にした日本の社会経済史では、この分散零細耕地形状を封建制の表現、あるいは封建社会の基礎にあつた共同体の存立基盤として把握し、その形成過程を明らかにする論が展開したことは知られている。それらの論が提出されて以降、近世の百姓が経営する耕地の存在形態は「零細錯圃制」であつたと言ふことが、必ずしも実証されることはないまま、一つの決まり文句として近世史研究では常識化したといえよう。しかし、耕地形状の研究が共同体論と深く結び付き過ぎていたために、共同体研究が下火になると共に関心が薄れ、研究は深まることがなかつた。重要な研究課題が放置されたままになつているのである。本論文はあらためてこの問題を取り上げて、南関東地方の一村落における錯圃制耕地の形成過程を実証的に明らかにし、その結果から錯圃制耕地論の意義を考えようとするものである。

この研究は地図上に具体的な水田の配置を描き、それをだれが所有しているかを

記入することを一六世紀末から一九世紀にかけてのいくつかの年次について行い、その変化から考察するという方法を採用した。この村のもつとも古い水田の配置状況をj知ることができる一六世紀末において村落は三軒の家で構成され、各家は屋敷と耕地を一括して所有するという一種の農場形式のあり方を示していた。その三軒から一七世紀中期には九軒の家に増加するが、その過程で屋敷と耕地の完全な一括性は崩れ、屋敷近くに田を確保しつつも、その他の離れた場所にもいくつかに分けて所有するという姿が一般化した。この結果として、近世の村落秩序の基礎に耕地の錯圃制があつたことは明らかであるが、その形成過程にはそれまでの屋敷の放棄と新たな屋敷の設定による集落形成があつたことに注目しなければならぬであろう。そして、一七世紀後半は、各家が均等分割を繰り返しながら家数を増加させた時期であり、その均等分割が耕地の散在性を強め、いわゆる零細錯圃制をもたらした。それは屋敷が互いに隣接して設定することによるひと続きの集落景観の出現と対応している。家々の分立に際して生産条件を等しくしようとする判断が、田を交互に持つような形で徹底した均等分割を行わせており、ここに零細錯圃制が確定した。

一 零細錯圃制論の展開

日本の農業生産の場である耕地片は小さく、しかもその小さい耕地片がそれぞれ異なる農民によって所有され、あるいは耕作されているということは古くから知られていたことである。一軒の農家をみれば、零細な耕地片をあちこちに散在させていると言ふことになる。これがいかに不合理で農業生産の発達を大きく阻害してきたかという問題意識はすでに明治期から形成されていた。耕地交換分合という方策でその問題を解決しようとするのが横井時敏であった。この耕地交換分合の理論的支柱を提出していたのが横井時敏であった。第二次大戦後はさらに農業の合理化が一層追求されることになり、耕地整理、耕地交換分合は強力に推進されることとなった。そして、後にそれは圃場整備、基盤整備等の名称で呼ばれることになり、全国的に一枚の耕地片を農業機械化に対応して大きなものとし、それをできるだけまとめ一軒の農家が所有するという事業が展開した。農業経済学はその理論的根拠を提示した。

日本の農業を特色付けてきたと考えられる耕地の零細分散所有状況をいかなる歴史が作り出したのかは農業経済学自体はあまり関心を示さなかった。しかし、日本の特質として把握できるのであれば、その歴史的要因を追究し、明らかにすることが必要であろう。社会経済史では、分散零細耕地形状を封建制の表現、あるいはそれを規定する基礎として把握し、その形成過程を明らかにする論が展開したことは知られている。その代表的論者の一人は安良城盛昭であり、もう一人は山田舜であった。

かつて「大閩検地封建革命説」を強力に提唱して学界に登場した安良

城盛昭は、その奴隷制から封建制への展開を論じるに際して、それぞれの基礎構造を耕地の有り方との関連で把握した。<sup>①</sup>すなわち中世の奴隷的な労働力に基づく名主の経営の場である「名」耕地は一括制、非零細制であるのに対して、近世の幕藩体制、言い換えれば農奴制下の農民の耕地保有形態は零細錯圃制であることを主張した。このことを近世初頭の検地帳に記載された耕地一区画平均面積の地域差のなから検証しようとした。小規模農民経済が発達している地域では耕地一区画平均面積が小さく、経済発展の低い地域ではその面積が著しく大きいことを指摘し、後者から前者への展開が零細錯圃制耕地の成立過程であるとされた。そして、その零細錯圃制展開の根本的契機は、歟、鎌の小農具によって耕作する単婚小家族の小規模農民経営の展開にあるとした。安良城理論自体は本人も後に修正をするように、いくつもの問題点を含んだものであったが、しかし耕地の存在形態を社会構成の基礎として位置付けようとした点は高く評価される。

他方、山田舜は近世封建制を資本主義形成史としてではなく、封建制そのものの展開過程として把握しようとした。<sup>②</sup>そのなかで耕地の問題を取り上げ、封建制の基礎として位置付けた。中世封建制下の基本経営である名主の耕地保有形態は、近世の百姓のそれよりも一括性を帯びていたが、やはり分散的であった。その耕地保有形態は、経営形態と同様に、生産における危険の回避度と可能収穫量の二つによって規定されており、この二契機の変化が近世的零細錯圃をもたらしたとする。そして、それぞれの耕地形態に対応して、第二次的生産関係たる共同体が形成された

と理解した。山田の研究はあくまで理論研究であり、実証を伴ったものではない。名主とか封建領主というものの実態は明らかでなく、また共同体とはいかなる事象を示しているのか明らかでない。しかし、その理論展開は大きな示唆を与えてくれた。ただ、耕地の有り方を危険の回避度と可能収穫量で把握することは、自然的条件を重視することであり、自然の規定性、自然の制約を過大評価してしまう危険性があるといわねばならない。山田の理論は個別具体的な研究ではないので、その強い論理性もあつて、その後の近世史研究であまり参照されることはなかったが、しかし零細錯圃制耕地を正面から論じた最初の研究として記憶されなければならない。

これらの論が提出されて以降、近世の百姓が所持経営する耕地の存在形態は零細錯圃制であつたということが、必ずしも実証されることはないまま、一つの決まり文句として近世史研究では常識化したといえよう。そして、さらにその常識化に大きく貢献したのが古島敏雄である。古島は研究成果の総括的な論文において耕地の問題を取り上げて、以下のよう<sup>③</sup>に位置付けている。すなわち、近世小農の耕地所持形態は錯圃制であり、これは小農民自立政策の結果として成立したものである。耕地所持形態と農業生産との関連は歴史研究では十分に実証されていないが、この錯圃制が水掛かりの規制を生み、村を一つにまとめてきたと理解した。そして、このような錯圃制のために、経営の拡大も新しい労働体系を産み出すことはなく、専ら家族労働による経営の単純な累加という形態をとるに過ぎなかった。しかも、錯圃制そのものを矛盾として、それを崩

すためのエンクロージャに相当する動きを起こさせる基礎もできていなかった。したがって、その後の農民層の分化は、土地以外の生産手段を所有する小農が土地を所有する地主によって収奪される体制を作り上げるのみで、それ以上の賃労働者へ分解する条件はなかった。このように、近世の錯圃制耕地が地主制成立の基礎条件として存在したことを展望している点が大いに注目される。

一つの常用語となつてしまつた零細錯圃制は、実証抜きに、あるいは具体的な存在確認をしないままに通用してきた。もちろん、この三十年あまりの間に、耕地の存在形態を実証的に検討しようとした論文が皆無だつた訳ではない。多くはないが、いくつかの研究成果が発表されている。

耕地の存在形態をテーマにして一冊の研究書を著したのが葉山禎作で<sup>④</sup>る。葉山は河内丹波郡更池村、鳴泉村の耕地復元をおこない、農業生産と耕地の関連性を追究した。しかし、その詳細な耕地形態の復元にもかかわらず、個別百姓が耕地の零細片を分散して所持経営していること、すなわち零細錯圃制は必ずしも具体的に明らかになされていない。しかし、近世の耕地が具体的な姿として復元可能であることを示した成果は大きい。

ところで、かつて行われた主張として、農地改革後の日本の農村・農業はいかかわらず半封建的であると論がある。この主張自体はその後の歴史過程によって無意味な存在となり、消えていったが、その農村・農業の半封建制の根柢として登場したのが耕地の存在形態であつた。そ

の論者の代表格が星野惇である。<sup>5)</sup> 農地改革は封建制の支柱としての共同体を解体しなかつたと主張し、日本における共同体は、錯綜した水利と絡み合った分散零細耕地形状に基づく「耕地―耕作強制」を中軸に成立していると理解した。それを形成過程から見れば、封建化の過程において、直接生産者の経営相互間における「耕地―耕作強制」は、当該段階の生産力の水準を媒介として、個別の耕作方法を共同体的耕作方法として編成し、それに基づいて共同体的に耕地形状を編成するということがあり、この耕地形状に基づく共同体が封建的土地所有の経済外的強制的基盤となり、耕地形状は固定化される。そして、寄生地主制はそのような関係の再編―持続であった。そこでは、土地所有者のみが共同体を構成し、共同体的諸権利を保有し、それを保有しない小作人たちと共同体的諸関係を取り結ぶ。すなわち地主的強制に転化する訳である。そして、農地改革後も本質的にはそのような共同体諸関係は存続していると主張した。これは問題点も多いが、しかし従来共同体形成の契機を単純に水と山の問題としていたのに対して、その根本に立ち返って検討しようとした先駆的な考察と言えよう。ただし、その「耕地―耕作強制」形成過程の実証的な提示はない。

他方、自然村理論の検討をとおして共同体論を構築しようとした余田博通は、共同体の基礎に耕地の有り方を求めた。<sup>6)</sup> それは各家の耕地が各所に散在し、錯綜しているのであるが、その分散耕地は水利単位である「溝掛かり田」に分散しているのであり、その「溝掛かり田」を基礎と

して共同組織が成立し、その上に種々の集団が累積し、村落共同体となるという見解である。余田の特色は、耕地形状そのものから共同体成立の契機を説かず、水掛かりという用水に視点を置いていることである。

以上のように、農業経済学や農村社会学でかつて分散零細耕地形状が取り上げられたが、それはあくまでも共同体の基礎を明らかにするためのものであった。したがって、共同体論の衰退と共に、耕地形状や耕地配置形態についての研究も少なくなり、一九六〇年代以降急速に見られなくなってしまった。現在、零細錯圃耕地とか分散零細耕地形状という用語はかすかに残り、時には使用されるが、その具体的検証はほとんどなされていない。共同体論と深く結び付き過ぎていたために、かえって研究は進展しなかつた。しかし、耕地の配置とそれへの個々の農民の関与のあり方は蔑ろにできない重要な問題である。農業の再生産にとつて、それぞれの農民がどのような場所に耕地を持ち、その結果として他の農民と水の共同、畦や農道の共同を通してどのような社会関係を形成したかは、村落構造全体を明らかにするためにも不可欠な究明課題である。ここで改めて、耕地所有形態そのものをその錯圃させている人々の関係との関連の中で実証的に考察していきたい。特に、零細錯圃制と呼ばれてきた耕地の存在形態の具体的姿とその形成過程を事例によって明らかにすることを本稿の課題としたい。

## 二 武蔵国連光寺の展開

① 連光寺村

ここで事例検討の対象とするのは、武蔵国多摩郡連光寺村である。<sup>7)</sup> ことについては今までも多くの研究業績があり、近世村落としての姿も随分明らかになっている。<sup>8)</sup> 筆者も別に近世成立期における家々の分割相続とその結果として形成された地親類という相互的な付き合い関係を明らかにしたことがある。<sup>9)</sup> 本稿はそれに連続する研究である。すなわち、近世前期に連光寺村ではほぼ均等に耕地を分割する分割相続が広範に行われていたのであるが、その分割を統計的に明らかにして、分割がほぼ均分であることを指摘したのが前稿であったが、その分割の個別具体的な地表面での処理について本稿では明らかにしようとする。そして、それがいわゆる錯圃制耕地の形成過程であることを論証することになる。

近世の武蔵国多摩郡連光寺村は現在の多摩市の一部であり、大規模な多摩ニュータウンの建設に伴って、そのなかに組込まれ、かつての地形も集落景観もほぼすべてなくなってしまうた地域である。かつての連光寺は多摩丘陵と多摩川の間に形成された沖積地とそこから丘陵の中へ深くは入り込んだ浸食谷を水田として利用し、丘陵上のゆるやかな傾斜地を畑として利用する純農村の地域であった。集落は本村、馬引沢、船台、それに現在は府中市に編入されている多摩川左岸の下河原の四つであった。以下の記述で、単に連光寺と言う場合には下河原を含まない多摩市の連光寺のみを指し示すことにする。ただし近世村としての連光寺村という場合には当然のことながら下河原を含む全体のことである。<sup>10)</sup>

連光寺という地名が歴史的に登場するのは古く、すでに『吾妻鑑』の

治承五年（一一八一）四月二十五日の条に「小山田三郎重成聊背御意之間成畏怖竈居是以武蔵国多摩郡内吉富井一宮連光寺等注如所領之内」云々という記事が見られるが、この連光寺は現在の連光寺を指していることはほぼ間違いないであろう。すでに中世前期には開発が進み、集落も形成されていたものと判断できる。しかし、現在の集落内部からの説明では、それほど古いことを説いていない。

連光寺村の名主を近世を通して世襲した富沢家の家譜には、連光寺村の成立についてほぼ以下のように伝えて記していると言う。<sup>11)</sup> すなわち、天文年間この辺りの山野は後北條氏の牧野で、それを管理する北條氏の陣屋が連光寺にあった。今川氏の臣富沢修理は、永禄三年相州矢倉沢を出て、この陣屋を攻撃して占領した。その年に今川義元が桶狭間で討死し、今川家は滅亡した。そのため、富沢氏はここに土着し、逃散の人民を招き、家臣の小山田氏に付近の山野を開墾させた。これが今ある連光寺の始まりだと言う。

そして、これを裏書きするかのようには、『武州文書』は富沢修理宛ての今川義元感状を連光寺村連光寺所蔵として収録している。<sup>12)</sup> とくろが、連光寺という寺院は近世にも連光寺にはなく、この文書が現在どこの所蔵であるかまったく不明である。『新編武蔵風土記稿』にも収められていないことから判断しても、偽文書の可能性は大きい。しかし、たとえそれが偽文書であっても、富沢家がそのような出自であると伝え、主張していることを証拠立てるものであろう。むしろ伝承との関連では重視されるべき文字資料ということが言える。

なお、享保一二年(一七二七)に作成された村人の系譜を網羅した文書によれば、現在本村に住む城所家は先祖の名前を城所玄蕃というが、その玄蕃は相州城所村からこへ来て、富沢家の娘を嫁に貰い、石高三〇石を分与されて定住したと記されている。しかし、現在の伝承によれば、城所氏は富沢家よりも古くここに土着したとか、富沢家来住以前の連光寺の主人だったと主張する人もいる。また、馬引沢の相沢家でも、先祖は落武者であったと伝えている。これらは史実とは必ずしも判断できないが、ともかく中世末には富沢家が頂点に立ち、城所氏や相沢氏がそれに次いだ存在であったことは、後に検討する近世初期の検地帳の記載によって確認できることである。

② 連光寺郷の構造

秀吉が没した一ヵ月後の慶長三年(一五九八)九月に連光寺村の検地が行われた。そして、六冊の検地帳が残された。その表紙は「武州多東郡連光寺之郷御縄打水帳」とか「武州多東郡連光寺之内下河原御縄打水帳」と書かれている。そのことから、連光寺が検地段階では郷とよばれる単位であったことが知られる。六冊の内、一冊は屋敷の検地帳であり、残りが田畑の検地帳である。その田畑の検地帳の第一冊の一ページ目を開くと次のような形式で記載されている。

くほかい  
 一四間 中島 五畝一八歩  
 同所  
 同分 彦左エ門作

二二間半 中畑 一反六畝一四歩  
 同所 同分 主作 (忠)

一三間 下島 二畝十一歩  
 同所 同分 助七郎作

五間半 下島 二十七歩  
 同所 同分 主作 (忠)

七間半 下島 二畝十八歩  
 同所 同分 新六作 (忠)

関東地方の初期の検地帳が一般的にそうであるように、この検地帳もいわゆる分付記載である。検地を行い、検地帳に名請人を登録するといふことは、領主に対する公式の年貢負担者を認定することである。本来、太閤検地の方針は、直接耕作者を作人として登録し、百姓相互間における「作合い」を否定することにあつたものと理解できるが、しかし関東地方では農業・農村構造が必ずしもその方針は貫徹されず、分付記載という記載方式が採用された。それは一つの土地に二つの権利を認めたものであり、二人の人間が一つの土地に関係することを領主側としても了承したことを意味する。この記載の見本の第二筆は修理分主作となつてゐるが、これは修理自らがそこでは耕作していると認定された畠である。一般的な検地帳であれば、分付主という形では登場せず、単に修理とだけ名請人が記載されるものである。

田畑の検地帳に出てくる名請人を記載された位置によって分類すると第一表のように六種類となる。これによれば、連光寺郷は五人の分付主

記載形式	人数
分付主としてのみ登場	0
分付主で主作地を持つ	4
分付主で主作地を持ち、かつ分付で登場	1
主作地のみ持つ	0
主作地を持ち、かつ分付	15
分付としてのみ登場	58
計	78

第1表 検地帳記載名請人の分類  
(新田新畑の名請人は除外)

名前	主作地			分付地			屋敷	合計
	田	畑	計	田	畑	計		
修理	町 畝 2・02・06	町 畝 1・72・21	町 畝 3・74・27	町 畝 7・36・02	町 畝 7・21・16	町 畝 14・57・18	畝 15・23	町 畝 18・48・08
将監	66・04	50・13	1・16・17	3・19・29	1・97・06	5・17・08	10・20	6・44・12
玄蕃	5・19	53・20	59・09	1・34・21	3・81・09	5・16・00	9・03	5・84・12
隼人	19・10	67・29	87・09	1・35・05	3・31・04	4・36・09	4・24	5・28・12
四郎左衛門	17・02	49・16	66・18	71・28	1・50・15	2・22・13	7・06	2・91・07

第2表 分付主の名請地構成

(新田・新畑は除外)

と七三人の分付百姓との二つの階層から構成されていたことが判明する。五人の分付主の主作地と分付地は第二表に示した通りであり、その総計は検地帳に登録された全耕地の実に八割にあたる。そのなかでもとびぬけて面積の大きいのが修理であり、彼は全耕地の四割にあたる一八町歩に自分の名前を冠しているのである。修理は、すでに紹介したように、連光寺の後北條氏陣屋を攻撃して占拠し、連光寺村の出発を作った家とされ、また近世を通じて連光寺村名主を世襲した家でもある。その姓は富沢である。

修理に次いで名請面積の大きい将監や玄蕃は修理の比ではないが、それでも一町歩前後の主作地と二町歩以上の分付地を所持している。そして、これら分付主は四郎左衛門を除くと、いずれも武士風の名乗りで登録されている。彼等が連光寺郷に君臨していた土豪百姓であったことは間違いないであろう。彼等の検地帳登録の屋敷の位置と後の系譜書から判断すれば、修理と玄蕃は本村、将監と隼人は下河原、そして四郎左衛門は馬引沢にそれぞれ居住していた。

分付百姓の性格を次に検討しておこう。分付百姓の名請地を、誰かの分付けとして名請しているものと自らの主作地として名請しているものの両方を合計して、その規模を示したのが第三表である。これによれば分付百姓の数は全部で七三人であるが、このなかには分付主であり同時に分付百姓となっている隼人が含まれている。この七三人の分付百姓のうち半数以上が五反歩未満の名請人であり、しかも一反歩未満が二二人もいる。一反歩以下の田畑所持ではどのようにしても農業経営を行う

名請規模	関係する分付主				計
	1人	2人	3人	4人	
2町5反以上					
2町0反～2町5反未滿			1(1)	1	2(1)
1町5反～2町0反未滿					
1町0反～1町5反未滿	5(3)	3(3)	1		9(6)
7反～1町未滿	3(1)	5(2)			8(3)
5反～7町未滿	5(1)	5(1)			10(2)
3反～5町未滿	1(1)	5(1)			6(2)
1反～3町未滿	12	4(1)			16(1)
1反未滿	21	1			22
計	47(6)	23(8)	2(1)	1	73(15)

第3表 関係分付主の人数別分付百姓  
(注) カッコ内の数字はそのうち自己の主作地を名請する者の人数

ことは不可能であつたと判断される。分付記載を形式的なものとして、彼等を実質は独立した経営を行う百姓あるいは自立しつつあつた百姓と理解することはできないことは明らかである。

分付百姓の性格を確定するためにはまず出作・入作の関係を確認する必要がある。これら小規模な名請地の百姓は他の郷・村に居住する百姓がわずかに連光寺郷内に耕地を所持している場合が想定できるからである。しかし、残念ながら隣接郷・村の検地帳の分析をすることは現在できない。ただ、連光寺郷として把握されているように、連光寺は広大で

あり、他郷との間には川と山が介在しており、広範な出作、入作が存在したとは判断できない。検地帳に登録された多くの零細名請人も連光寺郷内で暮っていた人間と考えるべきであろう。

次に分付主と分付百姓の関係を見よう。名請の規模によつて分付主との関係に明確な差ができている。名請規模が大きい分付百姓は複数の分付主と関係している傾向がある。そして、彼等はしばしば自らの名前のみで田畑を名請している。それに対して、三反未滿の零細な分付百姓は分付主一人のみと関係しているのが一般的なあり方である。特に一反未滿の二人のうち一人までが分付主一人とのみ関係している。しかも主作地を持たない。言い換えれば、特定の分付主のもとで田畑を耕作していることを示している。一人の分付主とのみ関係し、その名請地の総計が三反歩未滿の百姓は、その規模の零細性から判断して自立した経営を行っていたとは考えられない。分付主の経営に内包された存在であつた者が、たまたま検地に際して名前が登録されたに過ぎないと解釈すべきであろう。それは、慶長一六年(一六一一)や万治二年(一六五九)に作成された名寄帳では、このような零細規模の百姓はまったく存在しないことや、元禄期の「本田書出」ではこのような零細名請人の田畑がそれぞれの分付主であつた者の子孫の名前で登録されていることで裏書きされる。

それに対して、二人以上の分付主と関係している百姓は七反歩以上に比較的多い。このことは零細名請人とは逆に、分付主から独立した一人の百姓として経営を行っていたことを推測させる。彼等の間には従属的



な地主・小作関係があつたのではなく、単なる田畑の請作関係として存在したものと考えられる。

次に初期検地帳の分析のもう一つの指標となる屋敷記載を見ておこう。検地帳に登録された屋敷は全部で二四筆であり、著しく少ない。そして、その屋敷名請人の名前を確認すると、その二四筆の屋敷名請人の名前のうち半数のみが田畑の名請人としても登場しているが、残りは田畑の名請人として名前を見出すことができない。分付主はもちろん五人とも屋敷を名請している。それに対して、分付百姓は大部分が屋敷を名請していない。二人以上の分付主と関係している分付百姓もほとんど屋敷は名請していない。この連光寺郷の検地帳でも、屋敷の存在形態はやはり当時の農業生産の構造を反映していたものと考えられるが、その関係はあまりに複雑であり、村落構造をそこから簡単に取り出すことはできない。ただ、この慶長三年の検地で登録された屋敷は、その後「坪屋敷」という地目として扱われ、その坪屋敷を相続することは一定の意味を持ったことは注目しておいてよいであろう。

石高	屋敷あり	屋敷なし
40 石以上	1	0
30~40	2	0
20~30	1	0
10~20	2	0
5~10	3	1
3~5	1	2
2~3	0	1
2石未満	0	0
計	10	4

第4表 慶長16年の持高構成

以上の慶長三年検地帳の分析によって判明した連光寺郷の構造は、分付記載に示されたように、重層的な社会として成立していた。すなわち、分付主として登場する土豪的な百姓、その分付主と請作関係を結びつつ一応自分の農業経営を行っている百姓、そして恐らく分付主の農業経営に包み込まれた多数の従属的な分付百姓の三つの階層である。このことは慶長一六年の「連光寺之郷惣高辻」と記された持高帳の記載からもうかがえる。この持高帳は検地帳が実に七七人の名前を記載していたのに対して、わずかに一四人の名前のみが書かれている。その表示は地籍ではなく、石高である。したがって、この持高帳は年貢負担者および年貢高を確定するための帳面であつたと思われる。一四人は連光寺郷の年貢負担者であつたと推測できる。その持高構成を見てみよう。一四人のうち、六人までが一〇石以上であり、それに対して二石以下は皆無である。慶長三年の検地帳では一反歩以下の名請人が二二人もいたのであるが、それに対応する存在を示す者はない。彼等零細名請人は持高帳では一人の経営の中に組込まれて集計されてしまっているものと考えられる。しかし、検地帳と持高帳の関係が単純なものでないことは、その人名の異同によつてうかがうことができる。

ところで、持高帳では修理、将監、惣右衛門、四郎左衛門、源六郎の五人については、名前の後に「分」と記されている。いずれもが石高が大きい上位の五人であり、「分」は分付主であることを示しているものと解釈できる。五人のうち修理、将監、四郎左衛門の三人は慶長三年検地帳にも分付主として登場しており、同一人物であることが確認できる。

残りの二人は検地帳に分付主としてではなく、分付け百姓として名前が登場している。その一人の惣右衛門は検地帳では隼人の分付地を七反、将監の分付地を七畝、そして自己の主作地として四畝を名請している。

それが持高帳では二七石の高持として登場しているのである。これは恐らく検地帳に出てきて持高帳に名前がない隼人の家を示すものであろう。隼人と惣右衛門は親子関係にあったと判断してよいのはなからうか。もうひとり持高帳に名前が出る分付主源六郎は、検地帳では玄蕃のみを分付主として六反五畝の田畑を名請している。持高帳では三五石余りの高持として姿を見せており、逆に検地帳で分付主であった玄蕃は名前がない。玄蕃と源六郎も同じ家であったと考えてよいであろう。

しかし、慶長三年検地帳に名請した百姓七八人がすべて独立した農業経営を行う連光寺郷の構成員であったとは判断できない。持高帳の一四人の者が連光寺郷の構成員であったと推察できる。これら一四軒の家の内部構造は、推測するに、検地帳に名前が登場したような多くの人々を従属させ、また内包させる複雑な構成を示す複合家族だったと思われる。以上により、中世末から近世成立期の連光寺郷は、従属百姓を従える土豪的百姓五軒と一応自らの田畑を所持して自立している百姓一〇軒程の連合であったと考えられる。

### ③ 連光寺村の展開

慶長年間には一〇軒余りの家の連合であったが、その半世紀後の万治年間には三六軒の家によって構成されることになる。半世紀の間に家数が三倍近くになったのである。その具体的な過程については明らかにす

る材料はない。しかし、万治二年（一六五九）という年は連光寺村にとっては画期的な年であった。この年以降、連光寺村の年貢割付帳、年貢納庭帳が姿を見せ、明治初年までその形式を存続させる。この年に作成された名寄帳は、検地以降の家数の増加に対応して、改めて地押を行い、それぞれの家の所持耕地を確認し、新たな年貢負担者として認定したものである。いわば年貢割付帳、年貢納庭帳の前提となるものであった。

万治二年名寄帳は表紙が「連光寺村惣百姓名寄帳」となっており、慶長三年検地帳では「郷」であったものが「村」に記載が変化している。連光寺に隣接した関戸や和田では文禄年間に検地が行われ、関戸郷として把握されたが、その後関戸村、上和田村、中和田村、寺方村などの村に分割され、それぞれを単位にして支配が行われるようになった。<sup>13</sup> それに対して、連光寺郷は連光寺村に変わったのであるが、そこに含まれる範囲は同一であった。単に「郷」が「村」に名称変更があったに過ぎない。これは恐らく連光寺が一つの社会的単位として機能している面があることを支配者側が認定したためであろう。

万治二年名寄帳に表現された連光寺村の構成を見よう。名寄帳は本田の帳面と新田の帳面に分けられ、さらに本村・馬引沢分と下河原に分けられている。本田の名寄帳には相変わらず分付記載がある。それによれば、分付主は三人、自己の主作地のみ百姓は二〇人、そして分付百姓は一三人となっている。合計三十六人である。このことは、半世紀の間に分付主から分付百姓の独立、および百姓の分裂を想起させる。三六名の所持規模を見ると、最低が二反七畝で、二反未満の者は皆無である。全

体の三分の二に近い二二人が七反以上の田畑を所持している。さらに本田に新田新畑を加えれば、すべての百姓が三反以上となり、一町歩以上の者が二四人と全体の三分の二となる。このなかで慶長年間の修理の子孫にあたる一郎兵衛（富沢本家）のみが一〇町歩余りを所持しているが、残りは七反から二町歩の範囲内にあり、これが万治期の連光寺村の百姓の基本的な姿であったと把握できる。

七反歩から二町歩までの規模の百姓を基本とする連光寺村の様相はそれから半世紀ほど続くが、一八世紀に入る頃には次第にそのあり方を変化させていく。一町歩前後の中間層が減少し、全体として三反以下の層が増え、他方で土地を集積する百姓が登場するという、いわゆる階層分化が進行するのである。特に田畑を集積したのは最初から大高持であった富沢家とそこから延宝年間に分家した甚五左衛門家である。土地移動によって生じた混乱を訂正し、また新たに年貢負担者を台帳に記載しようとして行ったと考えられるのが宝暦三年の地押である。そして、明治八年の地租改正までこの地押帳の記載を基準に土地については処理されることとなった。

#### ④ 馬引沢における家と集落

ここで分析の対象として取り上げるのは連光寺の全域ではない。かつての連光寺村を形成していた四つの集落の一つである馬引沢を事例とする。馬引沢についてはすでに別稿においてその村落としての形成過程および社会組織について記述したので、<sup>14</sup>ここではごく簡単に紹介するに止めたい。

馬引沢は現在では完全に多摩ニュータウンの一部に組込まれてかつての景観を失ってしまった。一九六〇年代までは、連光寺のなかでも本村に比較して交通条件がよくないため、ほぼ純農村としての姿を示していた地域である。北西から東南へ向かって細長く入り込んだ谷戸を水田として開発し、その東側の谷壁斜面に屋敷を列状に構え、背後の丘陵上の緩やかな部分に畑を開いてきた。集落としては大きく二つの部分に分かれていた。一つは谷の入口にあたる所にあり、諏訪坂と呼ばれていた。それに対して谷の中ほどの谷壁に列をなしている集落が馬引沢である。この二つは社会組織としてはそれぞれ講中と呼ばれる生活互助組織を形成している。しかし、村落としては一つであったことは氏神が一つであることに象徴されている。

慶長三年検地帳に表れた馬引沢を見ておこう。馬引沢は検地帳の第二冊前半部に記載されていることが、その字名を現在の字および明治以降の地籍図に比定することによって知ることができる。字名は谷戸の最も奥まった所の極楽から谷戸を出た地点の南田までである。<sup>15</sup>この部分に田畑を名請した者は、分付主としては四郎左衛門、修理、玄蕃の三人であるが、そのうち修理と玄蕃は本村に居住し、馬引沢の住人と判断できるのは四郎左衛門のみである。四郎左衛門は後の各種の資料によって小形姓で、明治以降の清左衛門家につながる事が知られる。三人の分付主の馬引沢内での名請地は、主作地と分付地を合せて四郎左衛門は二町九反、修理は三町九反、そして玄蕃が二反であった。その名請している場所を確認してみると、四郎左衛門は谷戸の奥半分、修理は谷戸の手前半

分、そして玄蕃は谷戸を出た部分にごくわずか名請している。したがって、基本的には四郎左衛門と修理が馬引沢の谷戸を大きく二つに分けて支配していたことになる。

馬引沢の田畑を名請している分付百姓について見ると、その数は二人であり、そのうち馬引沢の範囲内でのみ名前が登場する者が一〇名、馬引沢以外の地域の田畑にも名前が出てくる者が一名である。前者の馬引沢内でのみ登場する分付百姓は一応生活の拠点が馬引沢にあったと予想しておいてよいであろう。一〇名のうち三人は四郎左衛門のみを分付主としているが、その名請地はいずれも二反以下であり、独立した経営を行っていたとは考えられない。それに対して修理のみを分付主とする者が四人いる。その四人は二反以下の二人と五反以上の内蔵介と喜兵衛の二人に分かれる。内蔵介は自らの主作地として二反歩、修理の分付地として九反九畝を名請しており、その合計は一町歩を超える。しかも屋敷を名請している。後の系譜書から判断すれば、内蔵介は諏訪坂に居住する家で、姓は増田である。当時は修理と一定の関係を保ちつつも、馬引沢のなかの諏訪坂に居住して自立した経営を行っていたものと思われる。彼は慶長一六年の持高帳では一二石八斗余りの石高を所持していることからそれは裏付けられよう。上田がほとんどない馬引沢において一二石という石高は地積にすれば二町歩以上である。また喜兵衛も分付ではあるが八反歩余りを名請しており、一軒の家として経営をしていたものと思われる。後の系譜書によれば、小形姓で四郎左衛門家の分家として位置づけられている。他方、馬引沢以外の場所にも名前が出てくる

一名であるが、彼等はその名請田畑の配置や分付主との関係から判断していずれも馬引沢に居住しておらず、本村にいた者と考えられる。

以上によって、近世成立期における馬引沢は、土地支配という面から見れば、谷戸の奥半分を四郎左衛門、中程から下半分を修理が支配していたが、実際の耕作としては奥半分を四郎左衛門、中間部を喜兵衛、出口部分を内蔵介が行っていたものと判断できる。したがって、当時の馬引沢はわずか三軒程の家があったに過ぎない。この点は享保の系譜書が示すところと一致する。

#### ⑤ 馬引沢の集落形成

三軒の家の配置は一つの集落景観を形成していたのであろうか。三軒は一カ所にまとまっていなかった。四郎左衛門は慶長検地で七畝六歩の屋敷を名請し、また享保の系譜書で四郎左衛門の親として出てくる新左衛門が一反一二歩の屋敷を別に名請している。ところが半世紀後の万治二年の名寄帳では「上田七畝六歩、屋敷田に成ル」と記載されており、元禄五年の「本田書出シ」には「堂の前、上田七畝六歩」とある。そして、万治二年の名寄帳には七兵衛が屋敷を一反一二歩登録しているが、やはりこれも田になったとしている。七兵衛は四郎左衛門家から分かれた家であることは各種資料で判明する。この屋敷跡は後々「古屋敷」と呼ばれ、その下の田は「古屋敷下」と記載された。その場所は谷戸の最も奥まった北側枝谷の谷壁の所である。したがって、慶長から暫くの間、四郎左衛門は谷戸の奥に屋敷を構えていたことになる。それに対して、喜兵衛の屋敷は慶長検地帳では直接示されていない。しかし、万治

二年の名寄帳で喜兵衛の子孫と考えられる惣兵衛が屋敷二畝八歩を登録しており、それは後には坪屋敷と記載される。この屋敷は慶長三年検地では弥二郎という者の名前で名請されており、坪屋敷の根拠はある。その場所は喜兵衛の名請した田畑が分布する近くの谷戸の斜面であり、谷戸の中ほどということになる。諏訪坂に居住していた内蔵介の屋敷は慶長三年検地帳では屋敷七畝一〇歩を名請している。この屋敷は万治二年の名寄帳では記載がない。そして、後の宝暦三年の地押帳に「古屋敷」という字名が諏訪坂の一部に記載されているので、そこがもともと内蔵介の屋敷の位置だったと考えられよう。そうであれば、馬引沢は単に家数が少なかっただけではなく、その少ない家も互いに遠く離れて谷戸の奥、中、入口にそれぞれ屋敷を構えていたことになる。いわば散村の景観であった。そして、その後の半世紀の間にそれら奥と入口の屋敷は古屋敷となり、四郎左衛門は谷戸の中間部に屋敷を移動させ、喜兵衛の屋敷に近づき、また内蔵介はやはり屋敷を移動させて諏訪坂の中心部に移り、現在の馬引沢の集落の基礎が形成されたのである。

先に万治二年の名寄帳の作成は、連光寺村の近世的体制の確定を意味したと述べたが、以下ではその時点での馬引沢における集落の形成過程を見ておこう。名寄帳に出てくる馬引沢の住人は全部で九名である。その全員が分付記載であるが、その形式は二つに分けられる。一つは馬引沢分何某というもので、もう一つは一郎兵衛分何某と記載されるものである。前者の馬引沢分と記載されているのは、四郎左衛門はじめいずれも現在谷戸の中ほどに屋敷を構える家々の先祖にあたる人々であり、四

郎左衛門はまた慶長三年検地帳および慶長一六年持高帳に分付主として登場する人物と同一の名前である。実際には慶長期の四郎左衛門の子供か孫の四郎左衛門と考えられる。馬引沢分とは慶長期の四郎左衛門分から変化した記載形式と判断できるが、かつての個人名を表示する分付から単なる地域的区分を表示する分付になっていることに注目しなければならぬであろう。他方、一郎兵衛分となっているのは、本村の富沢家のことである。慶長期の修理の家である。その富沢家を分付主とする者は、惣兵衛を除けば皆増田姓の家々であり、慶長期までさかのほればいずれも内蔵介に収斂する人々である。したがって、この一郎兵衛分というのは慶長期の修理分を引き継いだものであり、そこには一定の社会関係が存在したことを示唆している。万治期において一郎兵衛分という分付記載がどの程度意味をもっていたかを知ることはできないが、年貢の納入は各自が行っており、富沢家との関係は弱いものになっていたと推察できる。

万治二年名寄帳に登場する馬引沢の百姓九名はすべて五反以上の田畑を所持しており、それに新田を加えると全員が九反以上になる。皆自己の所持する田畑で経営を行い、再生産が可能だった存在と言える。彼等は慶長期の三人の百姓からどのようにして登場してきたのであろうか。この点に関して参考となるのが享保一二年（一七二七）に作成された「村中先祖方段々書印置候」と題する系譜書である。この系譜書には相当の政治的判断が働いているものと思われるが、それにしても各自の出自、本分家関係が記載されており、非常に参考になる。万治年間より六〇年

後の作成であるから、出自はともかく、各家の間の系譜関係については一応はつきりとした伝承があったものと考えられる。系譜書は馬引沢の家について、その出発を四郎左衛門と内蔵介の二人とし、その次の世代についてはやはり九名の名前を掲げている。慶長検地に際して二町九反余りの田畑を名請した四郎左衛門の家は、次の代には六人の家に分裂したことになる。その内訳は四人の子供と二人の婿である。系譜書で四郎左衛門の子供として出てくる惣兵衛は万治二年名寄帳では一郎兵衛分と記されているが、これは修理分喜兵衛の後裔であろう。もちろんこの家も馬引沢にあった。諏訪坂の内蔵介家も、系譜書によれば三軒に分かれたとし、そのうちの勘解由についてはやはり婿で「相州者」であったと記されている。これで、馬引沢の九人の百姓のうち三人までが上の世代と血縁関係のない婿と記されていることは注目されよう。

九軒の百姓で構成される馬引沢の集落を確定しておく。すでに述べたように、万治二年名寄帳には四郎左衛門と内蔵介の屋敷が田になったと記されて、屋敷の移動があったことを確認した。その結果、谷戸の中ほどの四郎左衛門家と惣兵衛家、諏訪坂の内蔵介という二つの集落の核が作られ、そこから次第に集落としての景観を形成していった。六軒の家は谷戸の中ほどに屋敷を並べ、三軒は谷戸の出口の舌状の斜面に屋敷を構えた。

一七世紀の中ごろに九軒の家によって馬引沢はその姿を確定した。そこから次第に家数が増加して行き、二〇年後の延宝年間には一九人の百姓の名前が年貢負担者として登場し、この家数が近世を通じて基本的な

数字となった。一八世紀中期以降に新たな家の分立はなく明治を迎えている。農業集落としての景観を維持していた最終段階の一九六〇年代においては二五軒の家で構成されていたが、その差は明治以降の分家によるものである。

### 三 耕地配置形態の展開

#### ①対象と資料

一つの村落として把握することができた馬引沢を対象として、具体的な耕地の存在形態、特に各家の所持耕地の配置形態を見ていこう。従来、各種文字資料に記載された具体的な田畑所持の姿を集計して、その総量に意味を見出し、解釈してきた。ここでは、逆に個別具体的な耕地の配置に注目し、その配置によって生じる農民相互の関係について考えることにしたい。

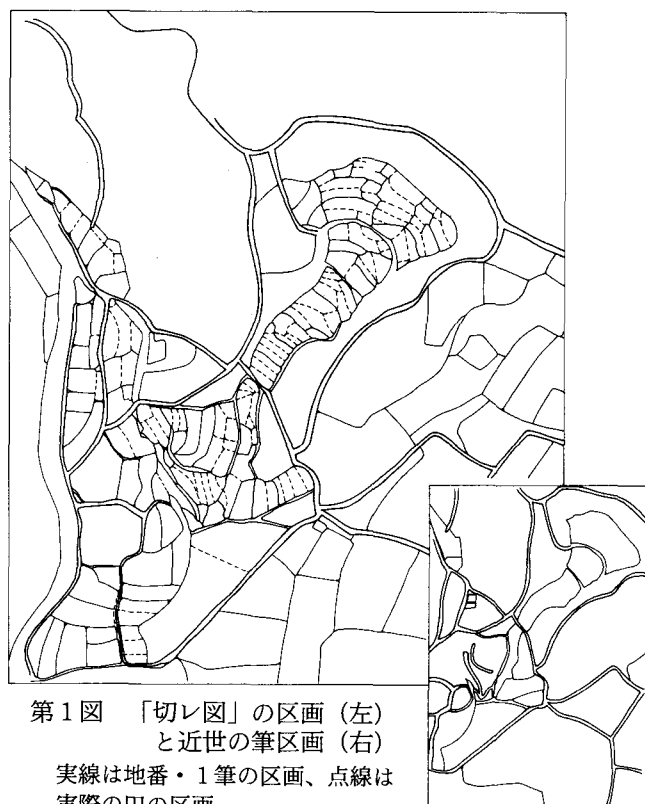
馬引沢の耕地形態を教えてください資料は一つには各種の文字資料である。特に検地帳と名寄帳である。幸いなことに連光寺村は、慶長三年の検地が基本となつて、少なくとも本田畑の地積、石高は近世を通じて変化しなかつた。しかも年次を異にする持高帳、名寄帳等が豊富にあり、その所持状況の変化を時間的経過のなかで追跡することができる。しかし、旧来からの持高分析の文字資料のみでは具体的な耕地の配置は判明しない。一筆毎にそれがどこに所在したのかを確認する資料が必要である。この点でも連光寺村の資料は豊かなものを与えてくれた。基本的には二つの資料によって、多摩ニュータウンに組込まれる直前の連光寺の

耕地状況を近世にの耕地に結びつけ、さらに近世の各年次の耕地の変化を確認することができたからである。その一つは言うまでもなく、日本中どこにでもある地租改正に際して作製された「切レ図」であり、あるいはそれと同一内容の地籍図である(多摩市役所蔵)。これによって現代の地表面における個々の土地の所在を確認できる。そして、二つ目が大変重要な資料であるが、富沢家文書に含まれている明治二年(一八六九)作成の田地絵図である<sup>16)</sup>。この田地絵図は近世を通して使用された万治二年の地押に基づく地積が記入されている。この二つの図面はそれぞれの一筆毎に面積、所有者(所持者)の名前を記載している。その作成年代が近いため、絵図・地図に記入された名前の大部分が同一名で出てきている。しかも描かれた区画、道路等から耕地一筆毎に、近世の区画と地租改正の区画の対応関係を確認できる。一般的には、近世の地積と地租改正によって決められた地積では大幅な違いがあり、それぞれの対応関係を確認することはほとんど不可能である。それが、わずかな年次の違いで同一対象について絵図・地図が描かれたことで、その連続性と対応関係を把握できるのである。以下の作業は、地籍図を基本として、そこに近世の耕地を対応させることで、近世の耕地配置を描き込むという方法を採用した。処理の順番は地租改正の結果から確認できる明治初年を出発点にして、順次近世の古い段階に遡るといふ逆行的方法を採用する<sup>17)</sup>。

② 明治期の水田

地租改正の際に対象地域の末端から連続して地番が付けられ、その地

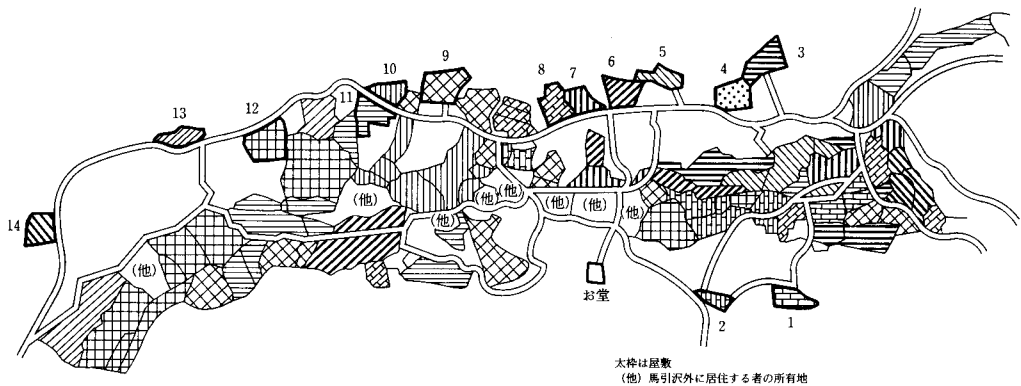
番毎に地券が発行された。その一つの地番は、特に検討することもなく、一枚の田畑だったと考えられてしまう傾向があるが、実際には同一人物の所有する複数の田畑が一筆として認定され、地番を与えられていた。第一図は、切レ図の一部分を写し取って示したものであるが、この場合には実線で区画されているのが地番の区画であり、そのなかに点数で示したのが実際の田畑の区画である。一筆の田畑のなかが何枚にも区画されていることが分かるであろう。ここに示したのは馬引沢の谷戸を出て



第1図 「切レ図」の区画(左)と近世の筆区画(右)  
 実線は地番・1筆の区画、点線は実際の田の区画

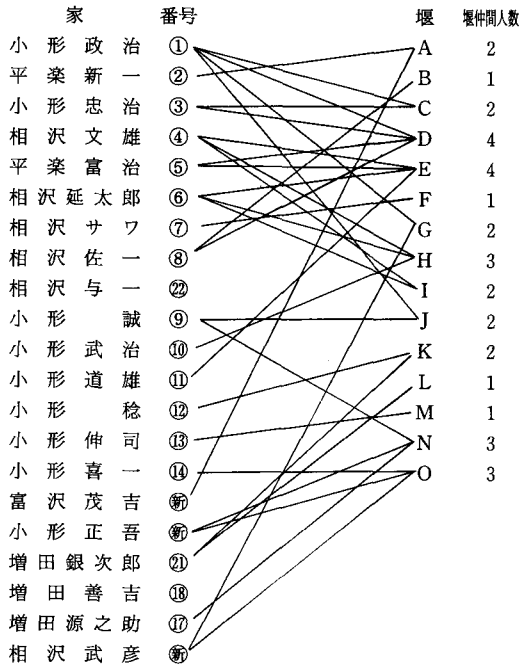
北側の乞田川に面した部分である。<sup>(18)</sup>一筆が一枚の田ということはほとんどなく、いずれも数枚の田で一筆となっている。多い田だと、一筆は五枚から六枚の田で構成されているのである。

第二図は明治八年の馬引沢のなかの谷戸の部分の水田と谷壁の宅地を示したものである。ここには諏訪坂は含まれておらず、馬引沢のなかの馬引沢の中心部のみである。明治八年の当時の馬引沢（諏訪坂を除く）の戸数は一四軒であった。一四軒はいずれも谷戸を見下ろすような形で緩やかな谷壁の傾斜地に屋敷を構えている。その一四軒のうち、自分の住む屋敷の下に自分の水田を持っているのは八軒である。屋敷から見える場所に田を持つとする観念があったのであろう。屋敷と水田が一体化しているのがこの基本と考えてもよいように思える。ところが、その八軒も、屋敷近くに水田を集中させているのではない。例えば小形明太郎<sup>(19)</sup>は屋敷近くに相当広く一括して水田を集中させているが、その他に谷戸の下流にそれ以上の面積の水田を所有している。四郎左衛門の嫡系にあたる小形清左衛門<sup>(9)</sup>の場合は、屋敷の両側に六畝五歩と一反一畝の水田を持っているが、それは全体の所有地から見ればわずかなものであり、全部で八カ所に散在させているのである。このように、各家の所有水田はあちこちに分散している。<sup>(19)</sup>もちろんその場合、一筆毎に他人と水田を混在させているのではない。図から読み取れるように、ほぼ一〇筆前後を一括して所有しつつ、その程度の規模のまとまりを各所に散在させているのが基本的なあり方である。その点では零細という表現が妥



第2図 明治8年の屋敷と所有水田の配置





第5表 堰とその関係者

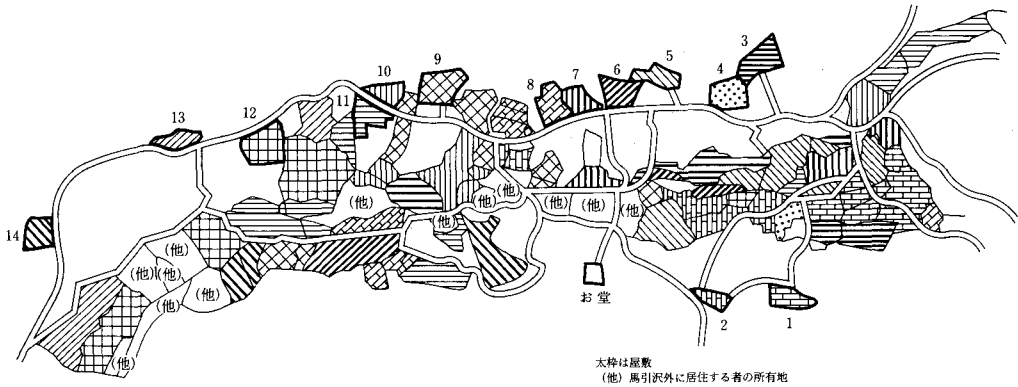
当かどうかは検討の余地があらう。しかし、間違ひなく錯圃制耕地であった。

このような錯圃制は水利の共同をもたらししていた。明治期における耕地と水利施設の関係を明らかにすることはできない。しかし、その耕地形態が明確に存続し、水田として利用されていた一九六〇年代の水利施設とその維持管理を明らかにすることで、この問題の手がかりはつかめる。馬引沢の谷戸には全部で一五の堰が設けられていた。その堰は規模の大きいものではなく、ごく狭い面積の田んぼを灌漑するものであった。したがって、用水関係者もそれぞれ少人数であった。最も小さい規模の堰の水掛かりは一軒のみでその家のみで管理していた。そのような堰が三つあった。他方最も規模の大きい堰は四軒の家が関係していた。各家

の側から見れば、各家は結果的にはいくつもの堰に関係していた。耕作規模の小さい家は一つの堰にのみ関係していたが、多くの家は三つの堰に関係していたし、四つの堰に関係していた家も二軒ある。春の苗間を作る前に堰普請を皆でして、それから以降たえず共同で堰の管理をして、無事に水が確保できるようにしたが、この累積した共同性が地域編成の基礎にあつたと考えてよいであらう。それは明治初年の様相、さらには近世についても言えるであらう。

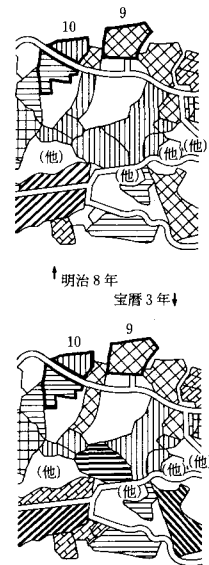
③ 宝暦三年の水田

明治八年よりも一三〇年前の宝暦三年に地押改があつた。そのときに登録された耕地所持状態を地図上に描いたものが第三図である。当時の馬引沢の家数は明治八年と同じであつた。そして、地図上で確認できるように、彼等の所持する水田の配置は一〇〇年あまりの間にもそれほど大きな変化は見られない。ただ二、三の点で注目される。まず一つは、谷戸の奥の部分で二つの谷に分かれるのであるが、その二つの谷が合流しようとする地点における土地の所持関係が大きく変つてゐることである。これは家の新たな分割創出によるものではなく、土地の質入れ、売買によつて生じた移動であつた。多くの土地所持者が変わつてゐるにもかかわらず、その所持水田の配置を見ると、明治初年と宝暦では名義の変更のみでそれ以上の変化はないことが分かる。そして、第二には、明治初年よりもむしろ宝暦期の方が幾分か耕地の一括性が弱い、分散していることが指摘できる。たとえば、左左衛門⑩の所持水田は明治初年には屋敷続きの下の部分に広く一括して所有してゐた。ところが宝暦三年に

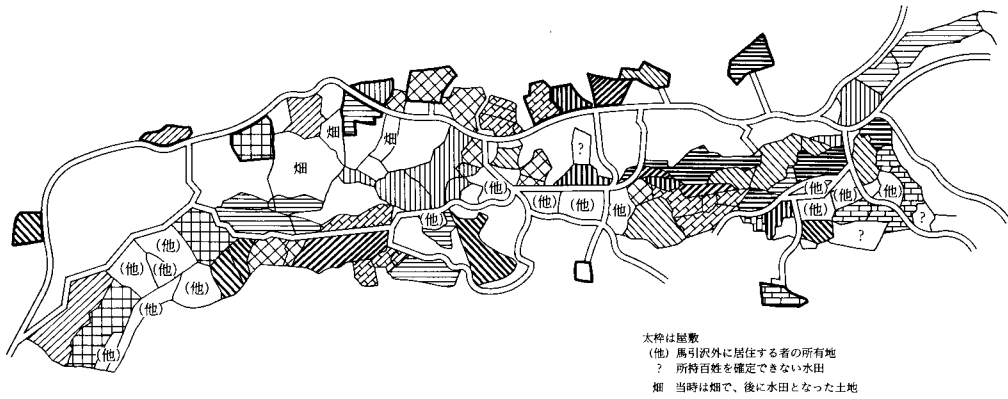


第3図 宝暦3年の屋敷と所有水田

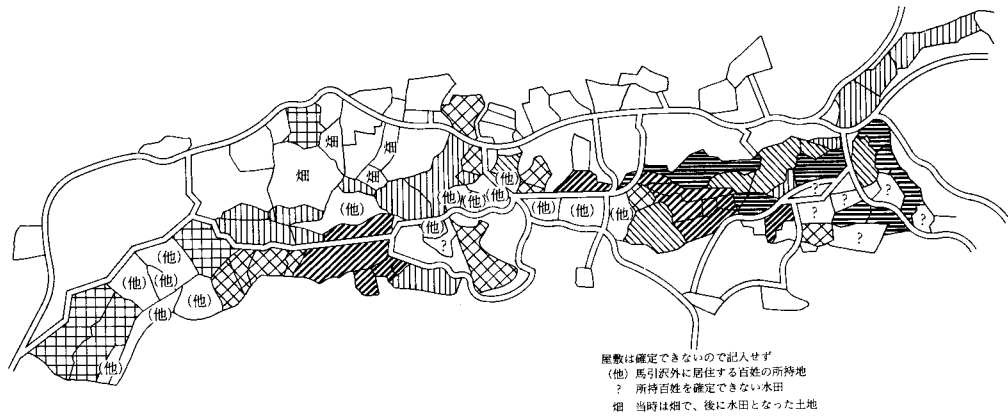
- は屋敷続きではなく、少し離れた地点に、中間に他人の田んぼが入り、二カ所分かれていたのである(第四図)。これは宝暦以降に、左左衛門が土地を購入して明治初年には屋敷続きに一括するように努力した結果出現したものであった。宝暦年間の水田所持状況の方がむしろ錯雑しており、土地の売買を通して、一括化の努力をしていると言えよう。土地の売買→耕地の分散化ではなく、むしろ逆なのである。
- ④ 元禄五年の水田
- 元禄五年には「地位本帳書出シ」という帳面が作成された。田について、一筆毎に品等・地積を記し、当時の所持者の名前を記録したものである。これによれば、馬引沢の戸数は一二軒であった。六〇年後の宝暦三年との差はわずかに二軒である。その各家の水田所持状況は宝暦期とほぼ同じで、変化が見られない。ただ、谷戸の奥まった部分での耕地の移動が多かった(第五図)。
- ⑤ 万治二年の水田
- 元禄五年からさかのぼることわずかに三〇年に過ぎないが、この三〇



第4図 10左左衛門家の屋敷近くの水田



第5図 元禄5年の屋敷と所有水田



第6図 万治2年の所有水田

年間は馬引沢は最も大きな変化を経験していた。元禄五年には一二軒であつたのが、万治二年にはわずかに六軒に過ぎなかつた。

万治から元禄への三〇年間には賃入れおよび売買による土地の移動は全くなかつた。そこで元禄五年の家を万治二年当時の家に戻すことによつて、万治年間の水田所持状況を復元することができる。第六図はそのようにして描いたものである。元禄期に比較すると、万治期の家数は半数であるから、各家の所持する耕地の一括性はさらに大きくなる。しかし、やはりその所持田地の配置は錯圃制と把握すべきものである。たとえば、元禄五年の四郎左衛門は田を五カ所に分散させて所持していたが、万治二年にはその分散の程度はもつと大きかつた。四郎左衛門家は一七世紀末に喜兵衛を分家に出しているので、万治二年の四郎左衛門は元禄期の四郎左衛門と喜兵衛の両者を合せた規模であつたと判断できる。その万治二年の四郎左衛門の水田は六カ所に分散していた。七兵衛は元禄も万治も四カ所に分散させ、市郎右衛門は元禄に三カ所、その親と判断される勘左衛門は万治に四カ所に分散させていた。その他の百姓について同様で、万治二年と元禄五年とではほとんど変化がなく、四、五カ所に所持する田を分散させていると言えよう。

分散箇所が同じであることは、その一カ所にまとまっている田の面積が元禄よりも万治の方が大きいことを意味する。例えば、谷戸の奥の北側の枝谷であるが、ここは字古屋敷下と呼ばれる所で、慶長年間には四郎左衛門の屋敷があつた下の水田と考えられる。ここは元禄五年には一郎右衛門と勘左衛門が交互に所持していたが、万治にはすべてその共通

の先祖（親と思われる）の勘左衛門の所持する田であつたから、この小さな谷は彼の完全な支配下にあつたということになる。また谷戸の下流の字稻荷前では、元禄には四郎左衛門と喜兵衛、甚兵衛と弥惣兵衛、長左衛門と弥兵衛というようにそれぞれ分かれていたが、万治年間には四郎左衛門、惣兵衛、長左衛門の三人の所持する田であつた。その点では元禄よりも万治の方が田の所持の一括性は大きかつたと言えよう。

ところで、すでに別稿で詳細に論じたように<sup>20</sup>、万治から元禄にかけての家々の増加は、基本的にはそれまでの家が所持する耕地をほぼ均等に分割して家を分裂させた結果であつた。その様相を四郎左衛門の家が四郎左衛門と喜兵衛の二軒に分かれたときの分割について見ておこう。この二人の分割は均等ではない少数例に属する。四郎左衛門が二反九畝、喜兵衛が三反八畝であつた。その分割結果の具体的配置は以下の通りであつた。字稻荷前において四郎左衛門は中田一反八畝一二歩、下田一反二〇歩を所持していたが、それぞれをまったく均等に分割し、四郎左衛門と喜兵衛が交互に持つように配置している。それに対して、谷の奥半分にある字菅谷以下の水田については、それぞれ一筆を二人に振り分ける形で分割している。もともと一筆当たりの面積が小さかつたことが筆単位に交互に所持するような分割を行ったものであろう。なお、四郎左衛門と喜兵衛の田の所持規模の相違は、ただ一筆の上田七畝六歩を喜兵衛が独占的に相続したことによつて生じたものである。この上田は実は慶長三年検地において四郎左衛門屋敷として登録され、その後田になつたものであり、この相続は特別な意味をもっていたものと判断される。

第6表 四郎左衛門と喜兵衛の水田分割

字	品等	地積	名前			
いなり前	中田	7.08 <sup>畝</sup>	四郎左衛門		四郎左衛門 9筆	2.9.29 <sup>反</sup>
		7.08	喜兵衛			
	1.28	〃				
	1.28	四郎左衛門				
	下田	5.10	〃			
		5.10	喜兵衛			
すけの谷	下田	.25	四郎左衛門	喜兵衛 7筆	3.8.04	
		8.16	喜兵衛			
	2.03	四郎左衛門				
	4.23	〃				
堂の前	下田	4.13	〃	〃	〃	
		2.07	〃			
	上田	7.06	喜兵衛			
池の上	下田	2.02	〃	〃	〃	
		1.02	四郎左衛門			
	〃	5.24	喜兵衛			

(注) 元禄5年「地位本帳書出し」より作成。

第7表 奎左衛門と安左衛門（一郎右衛門）の水田分割

字	品等	地積	名前				
いなり前	下田	1.4.06 <sup>反畝</sup>	一郎右衛門		一郎右衛門 6筆	3.8.17 <sup>反</sup>	
		6.01	〃				
		2.04	〃				
		.15	〃				
すけの谷	〃	2.4.20	奎左衛門	奎左衛門 3筆	4.0.11		
		堂の前	下田			1.06	一郎右衛門
						1.06	奎左衛門
古屋敷下	下田	1.4.15	一郎右衛門	〃	〃		
		〃	1.4.15			奎左衛門	

(注) 元禄5年「地位本帳書出シ」より作成。

総計においてほぼ均等な分割であった左左衛門と一郎右衛門は、すでに述べたように、万治二年の勘左衛門からの分割であるが、古屋敷と堂の前ではほぼ均等に分割して交互に所持するように配分している。それに対して、字菅谷では左左衛門、稻荷前では一郎右衛門がその田の多くを相続している。菅谷は左左衛門、稻荷前は一郎右衛門のそれぞれ屋敷がある場所に近い。すなわち、屋敷近くでは一括して所持できるように分配し、屋敷から遠い所では、それぞれが等しい条件になるように均等に分割しているのである。ところで、谷戸の奥の字古屋敷下では、二反九畝の下田を勘左衛門が所持していたが、それを六枚の田に区分して、それを交互に取得するようにしている。これなどは見事に分割後の生産条件を等しくしようとしているものと判断できる。

このようにして、万治年間には錯圃しつつも、それぞれの一括性がみられ、田は集合して比較的大きいまとまりを作っていたが、元禄年間にはいたる数十年の間の分割相続による家の分裂の進行に伴って、それぞれの場所の田のまともりも小さくなってしまった。錯圃制の姿がいよいよ明確になったと言えよう。

⑥ 慶長三年の水田

慶長三年検地帳によって集計された村高は近世を通して連光寺村の基本的な村高の数字であり、その内訳においても変化はなかった。しかし、慶長検地と万治以降の各種の台帳の間には連続性や対応関係を発見することは不可能である。一筆毎の対応関係を把握することはできないし、また名請人の間の関係を把握することもできない。その点では直接的に

慶長三年検地帳に記載された土地を明治以降の地図の上に適切に配置することはできない。ここでは、慶長三年検地帳に記載された分付主の名請した田畑の字名を材料に、その分付主の支配する土地の大体の配置を想定することに限定しなければならない。すでに述べたように、谷戸の奥半分が一括して四郎左衛門の支配地であり、また実際の耕作も四郎左衛門および彼の親族によって行われていた。谷戸の中部は富沢修理の支配地であったが、事実上の耕作は惣兵衛が行っていた。そして、谷戸の出口部分の諏訪坂はやはり修理の支配する土地であったが、耕作は内蔵介であった。そのようにこの時期には、居住する屋敷と耕作する田がほぼ一括して存在していたものと判断されるのである。

⑦ 耕地配置の段階区分

具体的に明治以降の地籍図を基礎にした地図にその配置を示すことができた限りの例では、馬引沢において屋敷と耕地を一括して所持するという一種の農場形式のあり方は確認できなかった。慶長三年検地帳に表現されたあり方があるいはそのような屋敷と耕地の一括性を示していたと想定することができるが、その具体的な様相を地図上に示すことはできなかった。しかし、中世的土豪百姓の谷戸の開発に伴う屋敷と耕地のあり方として、農場的な一括性を想定し、馬引沢における耕地配置形態の第一段階としておこう。

慶長年間の三軒から万治年間の九軒に増加する過程において、屋敷と耕地の完全な一括性は崩れ、屋敷近くに田んぼを確保しつつも、その他の離れた場所にもいくつかに分けて所持するという姿が一般化した。そ

の所持規模も大きかったので、その分散したそれぞれの田んぼのまとまりも大きかったが、錯圃制であったことは間違いない。その点で、慶長から万治にいたる一七世紀前半の馬引沢の歴史は重要である。近世的な村落秩序が形成されてくる過程であり、その結果の確認が万治二年の地押と名寄帳の作成であった。近世の村落秩序の基礎に耕地の錯圃制があったことは明らかであるが、その形成過程にはそれまでの屋敷の放棄と新たな屋敷の設定による集落形成があったことに注目しなければならぬであろう。この万治年間に示された、屋敷と耕地のまとまりの規模は大きい、錯圃している段階を耕地配置形態の第二段階としておきたい。

万治年間から元禄にいたる一七世紀後半の歴史過程は、各家が均等分割を繰り返しながら家数を増加させた時期であり、その均等分割が耕地の散在性を強め、いわゆる零細錯圃制をもたらした。それは屋敷の隣接しての設定による集落の出現と対応している。しかし、その零細の意味は決して一枚一枚の田んぼが別の人間によつて所持されているのではなく、ある程度のまとまりをもつて所持する傾向があつたが、しかし生産条件を等しくしようとする判断が、田んぼを交互に持つような形で徹底した均等分割を行わせており、ここにそれまでにない零細錯圃制が確定した。この一七世紀後半以降のあり方を耕地配置形態の第三段階としよう。これが近世を通して馬引沢の基本的な姿であつた。

しかし、宝暦以降の状況は、むしろ零細錯圃制を克服しようとする努力の萌芽が見られるようになる。すなわち、売買を通じて田んぼをできるだけ一まとめにしようとする動きである。馬引沢ではそれは微々たる

ものであつたが、努力としては評価しなければならないであろう。これが第四段階ということになる。

#### 四 錯圃制耕地論の意義

零細錯圃制を日本における共同体の基礎に設定して、共同体存立の基礎条件とする理解は間違っていないが、共同体そのものの明確な検討のないままに、封建制の把握のための理論的要請として設定された。そのため、共同体とはいかなる概念で、日本においては具体的にどのような存在形態を示したのかは必ずしも明らかにされなかつた。そして、共同体論は一九六〇年代以降はその役割を終えたかのように急激に姿を消していった。一九七〇年代から八〇年代にかけて一時共同体再評価論が展開したが、その再評価論は情緒的にとらえた共同体論であるため基礎構造に注目して理論的に構築することがなかつた。耕地形状や耕地配置は忘れられた研究課題となつた。しかし、共同体論から自由になつて改めて耕地の形状や配置を考察することは重要な課題である。

連光寺村の馬引沢における近世を通しての耕地の配置形態の変化を検討してきたが、その結果耕地の配置にも歴史があり、変化してきていることは常識ではあるが、改めて確認することができた。しかも、中世以来の一括耕地による土豪的な百姓の経営から分立してきた百姓が自ら形成してきたのが錯圃制耕地であつた。屋敷を放棄して、集落を形成するように集住し、それに伴つて逆に田んぼは散在させることとなつた。そのような近世的体制が一七世紀中ごろに九軒の家によつて確立し、それ

以降は出発となった九軒の家々から均等分割によって家を分立させることで村落としての内実を持つようになった。この均等分割による家の分立がいわば零細錯圃制耕地を作り上げた。それは一七世紀後半を通して展開した。

均等分割による家の分立が、耕地片を零細化し、それを分立した家が交互に所持することで生産条件を等しくしようとした。その点で言えば、零細錯圃制はまず分割した家々の社会関係の基礎を作ったことになる。

馬引沢では均等分割した家々は相互に協力し援助する等量負担の超世代的な関係を作り上げた<sup>(1)</sup>。それは地親類と呼ばれる関係である。その基礎には錯圃制耕地による生産の同一性があった。

そして、その錯圃制が展開する耕地全体は一つの谷戸としてのまとまりを持っていた。その水田は一本の小川に随所に設けられた堰から取水して灌漑してきた。堰とそこから田んぼへ流し込む水路は、その水を利用する水掛かりの者の個別的な管理であったが、錯圃制の下では一軒の農家は一つの堰のみに関係することで生産を完結することはできなかった。余田博通が考えたように、耕地の分散が水に人々を結びつける役割を与え、村落の基礎を形成した。馬引沢においても、いくつもの小規模な堰があつて、各農家はそのいくつかの堰に関係していた。そして、一つの堰は複数の家の共同によって維持管理されていた。そこに確かに村落としての生産条件を確保する連帯が生じていたと言えよう。

零細錯圃制耕地という用語を無前提に使用せずに、その具体的な耕地配置の実態と生産活動との関係を明らかにすることは今なお重要な歴史

研究の課題である。

- (1) 安良城盛昭「大岡検地の歴史的前提」(1)『歴史学研究』一六三号、一九五三年、同「幕藩体制社会の成立と構造」一九五九年。
- (2) 山田舜「日本封建制の構造分析」一九五八年。
- (3) 古島敏雄「地主制確立の歴史的条件」(近藤康男博士還暦記念論文集『日本農業の地代論的研究』一九五九年、所収、後に『近世日本農業の展開』一九六三年に再録)
- (4) 葉山禎作「近世農業発展の生産力分析—小農生産の展開過程における耕地利用形態—」一九六九年。
- (5) 星野惇「日本農業構造の分析」一九五五年。
- (6) 余田博通「農業村落社会の論理構造」一九六一年。
- (7) 利用する文書は近世を通して名主を世襲した富沢家およびその分家の文書である。富沢家文書は国文学研究資料館史料館に所蔵されている。『武州多摩郡富沢家文書』(文部省史料館所蔵目録第六集 参照)。
- (8) その代表的な研究成果としては安沢秀一「近世村落形成の基礎構造」一九七二年。
- (9) 福田アジオ「近世前期南関東における家の成立と地親類」『国立歴史民俗博物館研究報告』一一集、一九八六年。
- (10) 近世の支配単位としての連光寺村を引き継いだ単位で明治八年(一八七五)に地租改正が行われた。その結果、地番で三一六番地まで、その面積は三九六町八反九畝であった。内訳は民有地の水田が三九町四反四畝、同じく畑が六八町七反一畝、そして山林が一九九町九反一畝であった。面積では畑優位地域であるが、水田稲作に重点がおかれてきた。稲作は多摩川に面した沖積地では田植え農法であったが、浸食谷の部分ではかつては盛んに摘田が行われていた。
- (11) 『武蔵国南多摩郡連光寺村誌』富沢家文書。
- (12) 『武州文書』武相史料刊行会校刊本第二冊一八五頁。
- (13) 安沢秀一「近世村落形成期における年貢負担者について」『三田学会雑誌』50巻3号。
- (14) 前掲「近世前期南関東における家の成立と地親類」。なお、論の展開上必要のため、記述には多くの重複があることをお断りしておく。
- (15) 馬引沢の水田、畑と本村の水田・畑は、その間に山があるため連続しておらず、完全に分離していた。したがって、馬引沢の領域を耕地の部分においても明確にすることができる。
- (16) 絵図には「当村田地之内鹿画図面」という表題が付いている。これは田地のみが描かれており、畑の記載はない。



- (17) マルク・ブロックが、映画フィルムを逆に巻き戻せば、時間を遡ることにたとえて、新しい時代から過去へ向かって遡っていく歴史研究の方法を逆行的方法として、その可能性を説いている。マルク・ブロック『フランス農村史の基本的性格』一九三一年、日本語訳一九五九年、参照。
- (18) 字鴻の巣という所で、小規模ながら一つの谷戸である。
- (19) なお、明治八年当時の馬引沢の水田はすべて馬引沢の住民が所有し、耕作していたのではない。その面積は必ずしも大きくないが、本村の富沢本家、その分家の富沢宗右衛門、および黒川村の梅沢左伝次の三名が馬引沢に土地を持っていた。富沢家が馬引沢に土地を所有するのは新しいことではなく、古くからの因縁に基づくものである。黒川村の梅沢家が土地を持つのは新しい。梅沢家が所有していた土地は明治二年段階では馬引沢のお堂である薬王寺の土地であった。薬王寺が無任であったこともあって、地租改正に際して処分され、梅沢家の手に入ったものである。
- (20) 前掲「近世前期南関東における家の成立と地親類」。
- (21) この点についても前掲「近世前期南関東における家の成立と地親類」で詳細に紹介し論じた。

## The Early-Modern Village and the Evolution of “Patchwork” Farmland Distribution

FUKUTA Azio

It has long been recognized that farmland in Japan is characterized by the small size of the basic plot and by the fact that a given tract of such plots is generally owned and cultivated by a number of different farmers. Particularly in the 1950s, scholars of Japanese socio-economic history understood this variegated or “patchwork” composition of small plots (*sakuho-sei kōchi*) as a manifestation of feudalism, or more specifically as the existential basis of the agrarian community unit upon which feudalism was founded, and they sought to elucidate the historical process by which that system of farmland distribution came about. Since such arguments were advanced, “patchwork system of very small plots” became, without being conclusively substantiated, an accepted description of the configuration of farmland operated by peasants in early modern Japan. However, because research on agricultural land distribution was very closely associated with the study of the rural community, interest in land distribution waned before much progress had been made when scholarly interest in the community slipped into decline. In this way, an important topic of historical research was left largely unattended.

Taking up this issue anew, the present study is an empirical inquiry into the process by which farmland in one village in southern Kantō region came to be organized in patchwork distribution, and considers the broader significance of that system based on the findings. The study proceeds by mapping the arrangement and ownership of actual rice paddies in the village at various times from the seventeenth into nineteenth centuries, and examining the changes over that period. In 1603, the earliest year for which records show rice paddy arrangement in the village, the village comprised three households, each possessing living premises and farmland en bloc. By the mid-seventeenth century, the village had grown to nine households. In the process, the house-and-farm unity broke up; in most cases each household now had plots both adjoining the residence and located some distance from it. This testifies to the presence of the *sakuho-sei* system of farmland distribution as a basis for the early-modern rural order. It must also be acknowledged that this system emerged as new hamlets as people left older farm houses and built new ones in other places. The late-seventeenth century then saw a considerable increase in the number of households in rural areas as each one subdivided its land roughly equally among children as they grew to adulthood. This practice of equal apportionment resulted in the further scattering of each household's plots throughout the total area of arable land, thus giving rise to the “patchwork” arrangement. This marked the advent of a hamlet landscape where in the residences of the constituent households were positioned closely together. The effort to equalize the conditions of production among children led to the practice of subdividing plots, taking differences in harvestability into consideration so that the share would be equal, and thus to the establishment of the small-plot, patchwork configuration of farmland.